

お客様各位

ご案内

2017年11月1日(水)より、下記内容の変更がございますのでご案内致します。

記

◎ローカルルールの変更

旧	新
樹木保護の巻物施設は樹木の一部とみなす。	樹木保護の巻物施設はコースと不可分の部分とする。 ※①
プレイヤーの球が、乗用カートに当たった場合は、いかなる場合でもそのプレイヤーは1打の罰を受ける。また、球はそのままの状態プレーを続けなければならない。	削除 ※②
	追加 バンカー内の石は動かせる障害物とする。 ※③

※①・・・JGA(公益財団法人 日本ゴルフ協会)の指針に従い変更致します。

球が巻物施設に挟まった場合はそのままプレーするか、1打の罰のもとにアンプレヤブルの処置をしなければなりません。

※②・・・R&A ゴルフ規則に則って運営するために削除致します。

(例) AとBが乗用カートを利用しプレーしていて、Aの打球がカートに当たった場合、

- ・Bがカートを運転しカートが動いている時 ⇒ 罰はなく、Aは球の止まっている所からプレーします。
- ・カートが静止している時 ⇒ Aは1打の罰を受けます。(共用の携帯品)

他の例はルールブックなどをご参照下さい。

※③・・・プレイヤーや他のプレイヤーへの危険防止のため採用致します。

バンカー内の石は取り除くことができます。

◎スコアカードについて

スコアカード中面にある従来のマッチプレー用のHDCPナンバー表示を取りやめ、新たにホール別の難易度をクラブ独自の算出基準により表示致します。

以上

房総カントリークラブ 競技委員会